

設計検査におけるBELS評価書の活用 ②

【フラット35】S 省エネルギー性(一次エネルギー消費量等級)の物件検査について

◎ 設計検査時の提出書類（一次エネルギー消費量等級に関する部分）

	BELS評価書を活用する場合	通常
設計検査	<ul style="list-style-type: none"> ●BELS評価書 ●エネルギー消費量算定プログラムの帳票（BELS評価申請時に提出したもの） ●建具表、設備仕様表 等（BELS評価申請時に提出したもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ●設計内容説明書(省エネルギー性)(一次エネルギー消費量等級用) ●一次エネルギー消費量等級を満たす根拠となる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・WEBプログラム帳票 ・外皮計算資料 ・設備機器仕上表 ・矩形図 ・開口部リスト など

◎ 現場検査時の確認内容（一次エネルギー消費量等級に関する部分）

断熱材・設備等が設計検査時の提出書類どおりに施工・設置されていることを現地で確認します。

確認できない場合は、適合証明書を交付できませんのでご注意ください。

⚠ **設備の変更などBELS評価時から変更があった場合**

通常の検査の場合と同様に、変更後の設備の仕様がわかる書類やWEBプログラムの帳票等、一次エネルギー消費量等級の基準に適合していることを確認するための書類の提出が必要となる場合があります。

確認に時間を要することがありますので、スケジュールに余裕をもって申請していただくようお願いします。

検査機関名：株式会社湘南建築センター

H29.3月作成



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency